

# 労働法改正 への対策 講習会



～最近の法改正と人材不足の時代を生き残るための対応～

2023年(令和5年)4月から中小企業においても、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を50%以上とする取扱いの適用が開始され、さらに育児・介護休業法の改正や社会保険の適用拡大など、各種法改正を踏まえた上で人材不足の時代への対応が重要度を増してきています。さらに建設業と運送業にも時間外労働の上限規制が適用されることになり、2024年問題として話題になっていますが、この問題は物流を利用する幅広い業種、業態の事業所の経営にも大きな影響を及ぼす恐れがあります。

本講習会では、近年の法改正の内容をおさらいし、取組事例も交えて具体的に説明致しますので、適切な対応をはじめ、働きやすい職場づくりや自社の労務管理向上、ひいては円滑な事業運営のためにも是非ご参加ください！

時間 **2023年11月24日(金)**  
**13:30～15:30**

参加無料

会場 **京都経済センター6階**  
**6-D会議室**

京都市下京区四条通室町東入※公共交通機関をご利用ください。  
(地下鉄「四条駅」、阪急「烏丸駅」26番出口直結)

開催方法  
• **会場参加 (定員 40名)**  
• **動画視聴**

(配信期間：11/28(火)9時～12/22(金)17時)

申込締切  
• **会場参加：11月17日(金)17時**  
• **動画視聴：12月21日(木)17時**

講師 **藤井 恵介 氏**  
社会保険労務士法人ミライガ  
代表社員 社会保険労務士

## 内容

- ①人材不足の時代に対応すべき**最近の主な労働法関連の制度改正**(月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の引き上げ、育児介護休業法、社会保険の適用拡大 など)
- ②中小企業等の**労働法改正に関する取組事例**の紹介
- ③建設業と運送業のいわゆる**2024年問題**(時間外労働の上限規制)、同問題が小売業や製造業などの事業者に及ぼす影響 ほか

## 留意事項

- 参加証の発行は致しません。
- 会場定員超過後のお申込みは動画視聴をご案内いたします。
- 体調不良の場合は会場参加をご遠慮いただくなど感染拡大防止にご協力ください。
- ご記入いただいた個人情報は本事業の管理・運営、主催者の各種連絡や情報提供に利用させていただくほか、講師に参加者情報を提供する場合があります。

